

評価対象			
事務事業名	危機管理対策	開始年度	平成 21 年度
所 属	防災危機管理室防災課危機管理担当	種別	—
所 管 課 長	防災危機管理室危機管理・生活安全担当課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(6) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	① 危機管理体制の強化		

事業概要

事業の目的	区で発生する様々な危機を踏まえ、『危機管理体制の見直しにかかる基本的な考え方』（平成25年8月）に基づき、研修、実地訓練及びマニュアルの啓発等を通じて、組織としての危機対応能力を強化しています。また、新型インフルエンザ等発生時に、港区業務継続計画（新型インフルエンザ編）に基づいた対応を職員ができるよう研修・訓練を行うとともに、発生に備えた職員及び来庁者向けの備蓄を行っています。
事業の対象	全職員（教職員、指定管理者、委託事業者等を含む）
事業の概要	<p>●危機の未然防止及び危機対応能力向上</p> <p>(1)危機管理ポケットマニュアルの配布・啓発 平成25年9月改訂の港区危機管理基本マニュアルに基づきポケットマニュアルを作成し、全職員に配布・啓発しています。</p> <p>(2)危機対応向上訓練の実施 『危機管理体制の見直しにかかる基本的な考え方』に基づき、「幹部職員が不在の際に危機事案が発生した場合を想定した代行指揮訓練」と「部をまたぐ複数の課にわたる危機事案が発生した場合を想定した訓練」の2種類の訓練を年間で4回行っています。</p> <p>(3)危機管理意識の向上 平成25年9月改訂の港区危機管理基本マニュアルに基づきeラーニングによる全職員を対象とした研修を実施しています。また、平成28年度からは、人事課が実施した悉皆研修により3年で全職員に対するグループワークによる研修を実施しています。</p> <p>●港区業務継続計画（新型インフルエンザ編）に伴う対応 平成25年3月に改定された港区業務継続計画（新型インフルエンザ編）に基づき、次の2点の事業を行っています。</p> <p>(1)新型インフルエンザ対策用マスク（職員・来庁者用）、手指消毒剤（施設用）の備蓄 (2)港区業務継続計画（新型インフルエンザ編）に係る研修及び訓練 29年度は保健所が26年度に策定した行動計画に基づき、保健福祉支援部、環境リサイクル支援部及び企画経営部で対応マニュアルを整備しました。</p>
根拠法令等	港区新型インフルエンザ等対策行動計画、港区業務継続計画（新型インフルエンザ編） 危機管理体制の見直しにかかる基本的な考え方、港区危機管理基本マニュアル

事業の成果

指標	指標1	研修参加人数（人）			指標2	訓練参加支所数（箇所）			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成28年度	2,200	2,435	110.7%	平成28年度	3	3	100.0%	平成28年度			
平成29年度	2,200	2,189	99.5%	平成29年度	4	5	125.0%	平成29年度				
平成30年度	2,200	—	—	平成30年度	5	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果
危機対応向上訓練については、これまでネットランチャー取扱訓練だけであったものを、警察・消防の協力により犯人やけが人を連続して発生させる総合的な実動訓練に変更して実施したことにより、これまでよりも具体的な施設毎のマニュアル策定に繋がるなど効果が出ています。支所の参加についても、訓練箇所を各支所に分散させ偏りが出ないように努めています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	7,324	7,324	0	0	0	0	-213	0	7,111	5,742	81%
平成29年度	5,064	5,064	0	0	0	0	-180	0	4,884	4,602	94%
平成30年度	6,671	6,671	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
28年度はマスクと新型インフルエンザ対策用の備蓄品購入しましたが、29年度は更新がありませんでした。30年度は手指消毒剤の更新を予定しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	区有施設で危機が発生した場合の適切な対応や、インフルエンザが流行した際に業務をなるべく通常どおりに遂行することは、区が区民に対して当然に履行すべき責務です。もしもの時のため、今後も継続的に訓練を行っていくべきであると考えます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	●危機の未然防止及び危機対応能力向上 22区でも危機管理マニュアルを策定し、各種訓練・研修を実施しています。 ●港区業務継続計画（新型インフルエンザ編）に伴う対応 港区業務継続計画（新型インフルエンザ編）に係る研修及び訓練は、廃止する団体が増えており、現在は港区のみで実施しています。
コスト削減の工夫・余地	●新型インフルエンザ対策用マスク（職員・来庁者用）、手指消毒剤（施設用）の備蓄 マスクは5年毎、手指消毒剤は3年毎に廃棄・更新を行っており、マスクは35万枚、手指消毒剤は3500本/1Lを備蓄しています。マスクと手指消毒剤の廃棄にあたっては、区内部の活用調査を行い有効活用を行います。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	訓練計画策定、訓練運営及び物品購入等
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	東京2020オリンピック・パラリンピックを前に、区内外からの来街者の増加や、気運醸成のための各種イベントの開催に伴う、不特定多数の人が集まる建物等での犯罪及び事故に対して、職員レベルでの危機管理意識の向上をより図っていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	危機の未然防止及び危機対応能力向上では、テロの発生を想定した初動対応について、5地区総合支所や施設を所管する所属と協力し訓練を実施します。また、引き続き悉皆研修やeラーニングを中心とした全職員に対する研修を実施します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	区職員の危機管理意識と組織としての危機対応能力を向上させることは区の責務です。また、多種・多様な危機発生に備え、区民の安全・安心を確保するために、組織の危機対応能力を向上させることは必要です。
② 事業の効果性	5	研修や訓練を通じて、職員の危機管理意識が向上し、事件・事故が適正に報告されるなど組織の危機対応能力が向上しています。
③ 事業の効率性	5	eラーニングを活用し、全職員への研修を実施するとともに、訓練を通じて更なる危機管理意識の向上に努めています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	多種多様な危機の発生が危惧されることから、今後も継続的に職員の危機管理意識と組織の危機対応能力を向上させる取り組みを実施してまいります。 ●危機の未然防止及び危機対応能力向上 平成28年度から開始された悉皆研修などにより引き続き全職員を対象とした研修を実施するとともに、区有施設を対象としてより実践的な訓練を展開します。 ●港区業務継続計画（新型インフルエンザ編）に伴う対応 保健所において作成している新型インフルエンザ等行動計画マニュアルに基づき、港区業務継続計画（新型インフルエンザ編）を改訂し、改定した計画に基づき実動訓練も含めたより実践的な訓練を実施します。

No 375

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	区有施設安全管理	開始年度	平成 18 年度
所属	防災危機管理室防災課生活安全推進担当	種別	—
所管課長	防災危機管理室危機管理・生活安全担当課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(6) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	① 危機管理体制の強化		

事業概要

事業の目的	平成18年6月に発生したシティハイツ竹芝エレベーター事故のような痛ましい事故を二度と発生させないため、区有施設における安全管理対策を充実・強化します。
事業の対象	全施設・全職員・指定管理者
事業の概要	<p>(1) 区有施設安全管理講習会 安全管理意識のさらなる向上を図ることを目的とし、区で発生している事故の実態を把握させるとともに、重点的に事故削減に取り組むべき項目を理解させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 区有施設安全管理講習会…2回(8月、3月)実施しています。8月は前年度に多かった事件・事故報告をテーマにした講習会です。3月は翌年度に実施する安全総点検をテーマにした講習会です。 区有施設安全総点検支援…4月から5月に実施している安全総点検で検出された危険箇所への対応が迅速かつ確実に行われるようにするため、7月から8月にかけて一級建築士と区職員による現地訪問及び専門的な観点に基づく所管課への助言等を実施し、翌年度の予算要求を含めた所管課の取組を推進します。 区有施設不具合対応事例集…現地訪問によって得たデータをベースに作成し、講習会の資料とし、安全総点検の参考資料としています。 <p>(2) エレベーター安全管理セミナー メーカーの教育施設で、構造及び日常点検のポイントについての理解を深めさせるとともに、実機を見学してエレベーターへの安全管理業務に役立てます。</p>
根拠法令等	港区有施設の安全管理に関する要綱、危機管理体制の見直しにかかる基本的な考え方、港区危機管理基本マニュアル、シティハイツ竹芝エレベーター事故調査中間報告書(第1次)

事業の成果

指標	指標1	一級建築士等による施設訪問			指標2	年度末時点の未対応不具合箇所			指標3	—		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	10	11	110.0%	平成28年度	10	5	50.0%	平成28年度			
平成29年度	10	10	100.0%	平成29年度	10	6	60.0%	平成29年度				
平成30年度	10	—	—	平成30年度	6	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果

一級建築士と区職員による現地訪問及び専門的な観点に基づく所管課への助言等(10施設程度)を実施するとともに、現地訪問で蓄積した情報をもとにした区有施設不具合事例集を作成し研修を行い、具体的な不具合の発見能力及び職員対応能力を強化・支援しています。これにより、不具合箇所年度末時点での対応方針が明らかでない不具合箇所が平成28年度で5件、平成29年度で6件と、低い水準で推移しています。平成30年度については、前年度と同水準以下の箇所数を目標とします。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	3,739	3,739	0	0	0	0	-15	0	3,724	3,656	98%
平成29年度	3,393	3,393	0	0	0	0	0	0	3,393	3,347	99%
平成30年度	3,350	3,350	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況

例年、95%以上の執行率となっています。平成29年度より、区有施設安全管理講習会業務委託において27年度から継続して実施してきた安全総点検様式改正などの業務が28年度に完了したため、予算額が減少しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	-
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	区有施設の不具合による破損・倒壊等は、区民の安全に直接影響するものです。シティハイツ竹芝のエレベーターで発生した痛ましい事故を再び起こさないためにも、本事業を継続的に実施していく必要があります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	港区独自の事業であり、他団体での類似事業はありません。
コスト削減の工夫・余地	本事業を委託する事業者は、一級建築士の資格を持つ専門のコンサルタントを複数有しており、職員に点検の必要性、種類、ポイント等を適切に理解させるとともに、不具合箇所への対応等について、専門的な観点から助言を実施することができる唯一の事業者であるため、現状、コスト削減の余地はありません。
委託の有無	全部委託
委託の内容	安全管理講習会業務委託、施設訪問及び不具合事例集の作成等
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	-
事業の課題	事件・事故連絡票で把握された事故事例には、区の想定外のものあり、今後はこれらの報告事例も活用し、様々な事態に対応できるよう、不具合対応事例集の充実を図る必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	不具合箇所については、各施設職員に安全総点検の趣旨が浸透し、詳細な点検が行われるようになった一方、各施設職員が危険性の程度、切迫性までの判断までできないため、とりあえず目についた不具合を全て計上する傾向にあります。現場の施設管理職員にも不具合箇所の実際の危険性、切迫性等が把握できるよう不具合事例集の充実、現地訪問による助言等を通じて、職員の判断力の向上を行っていく必要があります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	区有施設の安全確保は、施設の所有者・管理者としての区の責務であり、区民が区有施設を利用する際の安全・安心を確保するため、今後も事業を継続する必要があります。
② 事業の効果性	5	安全総点検で不具合箇所が発見された施設については、継続的に対応状況の調査を行い、年度末までに不具合箇所への対応を完了するよう支援を行っています。こうした支援を行うことで、年度末時点での不具合箇所を減少させ、区有施設の安全性を向上させることにつながっています。
③ 事業の効率性	4	施設訪問時に訪問先を同一方面にまとめる等、もっとコストのかかる業務について費用面、時間面等で工夫しています。昨年度は、複合施設を中心にに回る等して効率化に努めました。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	区有施設の安全管理は、施設の所有者、管理者としての区の責務です。区民が安心・安全に区有施設を利用できるよう今後も区有施設の安全管理を継続していきます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	生活安全活動推進	開始年度	平成 15 年度
所属	防災危機管理室防災課生活安全推進担当	種別	—
所管課長	防災危機管理室危機管理・生活安全担当課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(6) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	③ 安全で安心できるまちづくりの推進		

事業概要

事業の目的	安全で安心できる港区を実現するため、区民の生活安全に関する意識・知識を向上し、犯罪が起きにくい環境づくりを推進します。
事業の対象	区在住・在勤・在学者、区内事業者、区及び区有施設職員、町会・自治会等防犯活動に取り組む団体
事業の概要	<p>安全で安心できる港区を実現するため、港区基本計画の個別計画である「港区生活安全行動計画（平成30(2018)年度～平成32(2020)年度）」に基づき「区民の生活安全に関する意識・知識の向上」「犯罪が起きにくい環境づくり」を推進するため、次のような事業を行います。</p> <p><u>区民の生活安全に関する意識・知識の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯知識を体験的に学ぶことを重視する実践的な区民防犯研修会を実施します。 ・誰もが取り組める生活安全対策をまとめた安全安心ハンドブックを作成し配布します。 ・犯罪発生情報や防犯・防火などの安全対策に役立つ情報を配信する「みんなと安全安心メール」を運用します。 <p><u>犯罪が起きにくい環境づくりの推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問等で区民等と直接ふれあう機会が多い事業者が区と協定を締結し日常業務をしながら見守りに協力する「ながら見守り連携事業」を推進します。 ・区有施設に不審者侵入対策としてネットランチャー等の防犯機器を配備します。 ・通学路等で防犯活動に取り組む団体に必要な腕章等の物品を貸与します。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で安心できる港区にする条例 ・安全で安心できる港区にする条例施行規則

事業の成果

指標	指標1	港区ながら見守り連携事業に関する協定新規締結事業者数			指標2	みんなと安全安心メール登録者数			指標3	防犯機器訓練実施施設数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	3	1	33.3%	平成28年度	6,095	6,772	111.1%	平成28年度	185	134	72.4%
平成29年度	2	2	100.0%	平成29年度	7,000	7,690	109.9%	平成29年度	189	137	72.5%	
平成30年度	2	—	—	平成30年度	8,000	—	—	平成30年度	189	—	—	
指標から見た事業の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなと安全安心メール登録者が増加し、区民等の生活安全意識が向上傾向にあると考えられます。 ・港区ながら見守り連携事業に関する協定新規締結事業者数はわずかながらですが増加しています。見守りの目が増えることで、犯罪が起きにくい環境づくりが進んでいると考えられます。 											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	5,965	5,965	0	0	0	0	-14	0	5,951	5,376	90%
平成29年度	7,259	7,259	0	0	0	0	-352	0	6,907	6,379	92%
平成30年度	5,293	5,293	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	みんなと安全安心メール登録者数、港区ながら見守り連携事業に関する協定締結事業者数、ネットランチャー等防犯機器配備施設数は継続的な増加が見込まれるため、事業費も増加していくと考えられます。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	第31回港区民世論調査で「防災・生活安全」が今後特に重点的に取り組むべき政策の最上位とされたことから、区民ニーズは高く、本事業への需要が見込まれます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	メール配信や研修会の実施等、他区でも各区の特性・状況に応じた安全・安心対策を行っています。
コスト削減の工夫・余地	研修会会場に区有施設を利用する、各事業の周知に広報みなと・区ホームページ等既存の広報媒体を活用する等のコスト削減策に取り組んでいます。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	みんなと安全安心メール登録者に対する電子メールの一斉配信や登録に関する電子情報上の受付及び登録リストに関する情報管理、本事業の登録に使用する二次元コードの作成及び本事業の紹介で使用する登録手順の作成等を委託しています。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	港区ながら見守り連携事業については、新規協定締結事業者数が伸び悩むこと及び協定締結後の本事業に関する研修会等が継続して実施されていないことが課題です。また、区有施設への防犯機器の配備に関しては、全ての配備施設において防犯機器訓練が実施されることが望ましいですが、未達成の施設もあることから早急な実施が課題として挙げられます。
次年度へ向けた事務の改善点	港区ながら見守り連携事業に関する協定締結事業者数の増加ペースを更に加速させるために、効果的な見守りが期待できる事業者に対する働きかけを一層強化します。また、協定締結後は、定期的な事業者向けの研修会等を開催できるよう手法を検討します。防犯機器訓練については、未実施の施設に対し、周知の強化やヒアリングを行い、全ての配備施設において訓練が早急に実施されるよう促していきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	第31回港区民世論調査で「防災・生活安全」が今後特に重点的に取り組むべき政策の最上位とされたことから、区民ニーズは高く、本事業への需要が見込まれます。
② 事業の効果性	4	みんなと安全安心メールの登録者数の順調な増加や区民防犯研修会への一定数の参加等から、本事業が区民の安全・安心の取組に一定程度寄与しているといえます。
③ 事業の効率性	4	研修会会場に区有施設を利用する、各事業の周知に広報みなと・区ホームページ等既存の広報媒体を活用する等のコスト削減を実施しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	第31回港区民世論調査で、「防災・生活安全」が今後特に重点的に取り組むべき政策の最上位とされたことから、区民ニーズは高く、本事業は「港区生活安全行動計画（平成30(2018)年度～平成32(2020)年度）」に基づき、区民の生活安全に関する意識を向上し、犯罪が起きにくい環境づくりを推進するため、継続的に実施していく必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	生活安全協議会等運営	開始年度	平成 15 年度
所属	防災危機管理室防災課生活安全推進担当	種別	—
所管課長	防災危機管理室危機管理・生活安全担当課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(6) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	③ 安全で安心できるまちづくりの推進		

事業概要

事業の目的	区、区内各警察署・消防署、防犯防火関係団体その他地域団体による生活安全ネットワークを構築します。また、安全で安心できる港区にする条例に基づく表彰制度により、生活安全活動主体の士気高揚と区民等の生活安全意識啓発を図ります。
事業の対象	区、区内各警察署・消防署、防犯防火関係団体その他地域団体
事業の概要	区、区内各警察署・消防署、防犯防火関係団体その他地域団体の長で構成され、生活安全に関する施策の実施に関し必要な事項を協議する港区生活安全協議会を運営します。また、安全で安心できる港区にする条例に基づき、港区生活安全協議会の意見を聴いて、安全で安心できるまちづくりの推進に貢献した個人や団体を表彰します。
根拠法令等	安全で安心できる港区にする条例、安全で安心できる港区にする条例施行規則

事業の成果

指標	指標1	生活安全協議会の実施回数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	2	2	100.0%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	2	2	100.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	2	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	成果について指標をたてる性質ではない事業です。指標1に掲げたように、区、区内各警察署・消防署、防犯防火関係団体その他地域団体の長が一堂に会し、区の生活安全施策に関して意見交換する港区生活安全協議会を定期的実施し、安全で安心できる港区の実現に寄与していきます。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	156	156	0	0	0	0	33	0	189	188	99%
平成29年度	412	412	0	0	0	0	0	0	412	260	63%
平成30年度	264	264	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	29年度に表彰制度改正を行い候補者を選抜せず全て表彰することとしたため、予算額が大幅に増加しました。29年度実候補者数が当初目算の約63%で執行率もそれに留まり、30年度予算額も29年度実績ベースとなりました。30年度は29年度と同様の手法で協議会運営及び表彰を行うため、事業費は同規模となる見込みです。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	第31回港区民世論調査で今後区が特に重点的に取り組むべき政策として最上位に挙げられたのは「防災・生活安全」(46.6%)であり、生活安全ネットワークの構築・維持、生活安全活動主体の士気高揚、区民等の生活安全意識啓発を図る生活安全施策である本事業への区民ニーズや要望は高いと言えます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	港区生活安全協議会に関して、他22区全てに同趣旨の会議体があります。
コスト削減の工夫・余地	他課が所管する表彰制度との調整が必要ですが、記念品費用を見直す余地はあります。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	現状職員が実施しており必要不可欠ではありませんが、資料印刷、会議当日運営、会議録の作成をアウトソーシングできる可能性はあります。
事業の課題	特にありません。生活安全ネットワークの構築・維持及び生活安全意識啓発のため、継続的な事業実施が重要と考えております。
次年度へ向けた事務の改善点	—

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	本事業は生活安全ネットワークの構築・維持、生活安全活動主体の士気高揚、区民等の生活安全意識啓発を図る事業であり、区民世論調査でも最重要施策とされた生活安全に関する施策です。よって区民ニーズや要望は高いと言えます。
② 事業の効果性	4	港区生活安全協議会の意見を生活安全施策に生かしております。
③ 事業の効率性	4	事業費は会議用飲料代、表彰に用いる記念品及び表彰状筆耕に関する費用のみと最低限としており、効率性は高いといえます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	区、区内各警察署・消防署、防犯防火関係団体その他地域団体による生活安全ネットワークの構築・維持、生活安全活動主体の士気高揚、区民等の生活安全意識啓発を図る事業であり、区民世論調査でも最重要施策とされた生活安全に関する施策であるため、明らかに継続することが妥当です。

評価対象			
事務事業名	暴力団排除事業	開始年度	平成 26 年度
所属	防災危機管理室防災課生活安全推進担当	種別	—
所管課長	防災危機管理室危機管理・生活安全担当課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(6) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	③ 安全で安心できるまちづくりの推進		

事業概要	
事業の目的	区の事務事業及び公の施設における暴力団排除活動を推進するとともに、区民及び事業者等の暴力団排除活動を支援することで、安全で安心できる港区の実現と事業活動の健全な発展に寄与します。
事業の対象	区民、事業者、区の事務事業及び公の施設
事業の概要	<p>①飲食店事業者からの誓約書の提出及びステッカーの交付 新たに飲食店営業許可（更新含む）を受けた事業者から「暴力団の威力を利用しない」「暴力団に利益供与しない」「暴力団からの不当な要求等があれば区又は警察に届け出る」等を記載した誓約書の提出を求め、提出者には区独自のステッカーを配布します。</p> <p>②暴力団排除活動の支援 区民等による暴力団排除活動の実施（相談含む。）に関し、アドバイザー（弁護士）の派遣や物品貸与等の支援を行います。</p> <p>③港区暴力団排除条例啓発活動 港区暴力団排除条例を周知・PRするため、啓発活動を実施します。</p> <p>④港区暴力団排除審査会の運営 公の施設からの排除等の暴力団排除措置が適正に行われるよう、港区暴力団排除審査会を運営します。</p>
根拠法令等	港区暴力団排除条例

事業の成果												
指標	指標1	誓約書提出及びステッカー交付件数			指標2	普及啓発活動実施数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成28年度	2,500	2,620	104.8%	平成28年度	3	2	66.7%	平成28年度			
	平成29年度	2,500	807	32.3%	平成29年度	3	2	66.7%	平成29年度			
平成30年度	2,500	—	—	平成30年度	3	—	—	平成30年度		—	—	
指標から見た事業の成果	飲食店事業者からの誓約書の提出及びステッカーの交付件数は、平成26年の条例施行後3年間で7,500件を超えましたが、平成29年度は、交付件数が減少しており、実施方法を再検討する必要があります。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	403	403	0	0	0	0	0	0	403	271	67%
平成29年度	287	287	0	0	0	0	0	0	287	202	70%
平成30年度	212	212	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	—										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	区内には、広域指定暴力団の事務所が2か所あり、また、六本木をはじめとする都内有数の繁華街を有しています。平成29年12月には、暴力団員が区内飲食店事業者を恐喝する事件が発生しています。これらのことから、日々の生活に不安を覚える区民もいることが想定され、暴力団排除事業は、今後も区民要望が高い事業です。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	平成23年までに全ての都道府県においてそれぞれの地域特性を踏まえた暴力団排除条例が施行されています。都内においても全ての区市で暴力団排除条例が施行されており、各自治体とも暴力団排除活動に関する啓発活動等に取り組んでいます。
コスト削減の工夫・余地	暴力団排除審議会委員への報酬、アドバイザーへの謝礼を事案発生に備えて必要最低限で積算しているほか、啓発や誓約書提出に要する経費も精査して予算計上しています。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	飲食店事業者から提出を受けた誓約書への付番、リスト化、ステッカーの交付事務は、業務委託をしています。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	区民、事業者への暴力団排除事業の普及啓発を図り、暴力団排除の機運を醸成し、警察署や関係機関と連携して暴力団を区内から排除することです。
次年度へ向けた事務の改善点	飲食店事業者からの誓約書提出及びステッカーの交付件数が、平成29年度は、前年と比較して、3割程度に減少しています。飲食店事業者への暴力団排除を働きかけ、支援制度の周知を図るためにも、提出及びステッカーの交付件数の増加に向けて、事務改善を行います。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	暴力団が存在する限り、暴力団排除活動は、必要です。
② 事業の効果性	4	区では、暴力団の標的になりやすい飲食店事業者から誓約書の提出を受けていることから、暴力団排除活動に係る啓発効果は高いものがあります。
③ 事業の効率性	5	普及啓発活動を各支所協働推進課や警察署と連携して行うなど、効率性は高い事業です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	社会全体で暴力団排除活動を推進するためには、区の事務事業や公の施設からの暴力団排除に加え、区民や事業者による取組への支援が必要不可欠です。区民等による暴力団事務所追放運動等の事案が発生した際には、警察と連携して活動を支援する必要があります。当事業は港区暴力団排除条例の根幹を成す事業であり、事業費についても精査した上で計上し、必要最小限度で実施していることから、「継続」が妥当です。